

保医発 0430 第 3 号
令和 6 年 4 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、記の 1 を令和 6 年 5 月 1 日から適用し、記の 2 を令和 6 年 6 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の別添 1 第 2 章第 13 部第 1 節 N 0 0 5 - 3 に次を加える。
(3) CLDN18 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。
- 2 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）の別添 1 第 2 章第 13 部第 1 節 N 0 0 5 - 3 に次を加える。
(2) CLDN18 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、治癒切除不能な進

行・再発の胃癌患者を対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 12 部 (略) 第 13 部 病理診断 第 1 節 病理標本作成料 N 0 0 0 ～ N 0 0 5 － 2 (略) N 0 0 5 － 3 P D － L 1 タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製 (1) ・ (2) (略) <u>(3) CLDN18 タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織</u> <u>標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者</u> <u>を対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪</u> <u>性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的とし</u> <u>て、免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製を行</u> <u>った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定ま</u> <u>での間に 1 回を限度として算定する。</u> 第 2 節 (略) 第 3 章 (略)	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 12 部 (略) 第 13 部 病理診断 第 1 節 病理標本作成料 N 0 0 0 ～ N 0 0 5 － 2 (略) N 0 0 5 － 3 P D － L 1 タンパク免疫染色(免疫抗体法) 病理組織標本作製 (1) ・ (2) (略) (新設) 第 2 節 (略) 第 3 章 (略)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 12 部 （略） 第 13 部 病理診断 第 1 節 病理標本作成料 N 0 0 0 ～ N 0 0 5 － 2 （略） N 0 0 5 － 3 P D － L 1 タンパク免疫染色（免疫抗体法） 病理組織標本作製 （ 1 ） （略） <u>（ 2 ） CLDN18 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織 標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を 対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪性腫 瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫 染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、 当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を 限度として算定する。</u> N 0 0 5 － 4 （略） 第 2 節 （略） 第 3 章 （略）	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 12 部 （略） 第 13 部 病理診断 第 1 節 病理標本作成料 N 0 0 0 ～ N 0 0 5 － 2 （略） N 0 0 5 － 3 P D － L 1 タンパク免疫染色（免疫抗体法） 病理組織標本作製 （ 1 ） （略） （新設） N 0 0 5 － 4 （略） 第 2 節 （略） 第 3 章 （略）